

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月22日

新潟県教育委員会

教育長 池 田 幸 博

新潟県教育委員会規則第1号

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則

新潟県教育委員会組織規則（昭和36年新潟県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加え、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加え、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(課等の設置)</p> <p>第7条 本庁に次の課、室、係及び班を置く。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 義務教育課 助成係 管理企画係 管理第1係 管理第2係 指導第1係 指導第2係 <u>人権教育班</u> 特別支援教育推進室</p> <p>(5) 高等学校教育課 審査調整係 奨学金係 管理係 企画振興係 指導第1係 指導第2係</p> <p><u>(6) 生徒指導課</u> <u>支援・相談班 いじめ対策室</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第9条 前節に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 (略)</p> <p>財務課</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 市町村立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園の施設及び設備の助成に関する事項(<u>義務教育課及び保健体育課の分掌事務を除く。</u>)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>福利課 (略)</p> <p>義務教育課</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(課等の設置)</p> <p>第7条 本庁に次の課、室、係及び班を置く。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 義務教育課 助成係 管理企画係 管理第1係 管理第2係 指導第1係 指導第2係 <u>問題行動等対策・人権教育班</u> 特別支援教育推進室</p> <p>(5) 高等学校教育課 審査調整係 奨学金係 管理係 企画振興係 指導第1係 指導第2係 <u>いじめ対策生徒指導支援室</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第9条 前節に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 (略)</p> <p>財務課</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 市町村立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園の施設及び設備の助成(<u>義務教育課及び保健体育課の分掌事務を除く。</u>)に関する事項</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>福利課 (略)</p> <p>義務教育課</p> <p>(1) (略)</p>

<p>(2) 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに公立の特別支援学校及び幼稚園の教職員（県立学校の事務職員、技術職員及び用員を除く。）の研修に関する事項 <u>（生徒指導課及び保健体育課の分掌事務を除く。）</u></p> <p>(3)～(8) （略）</p> <p>(8)の2 <u>児童及び生徒の就学援助に関する事項（給食及び医療関係を除く。）</u></p> <p>(9) 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに公立の特別支援学校及び幼稚園における教育課程、学習指導その他学校教育の専門的事項の指導及び助成に関する事項 <u>（生徒指導課の分掌事務を除く。）</u></p> <p>(10)～(14) （略）</p> <p>高等学校教育課</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の教員の研修に関する事項 <u>（生徒指導課及び保健体育課の分掌事務を除く。）</u></p> <p>(3)～(5) （略）</p> <p>(6) 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校における教育課程、学習指導その他学校教育の専門的事項の指導に関する事項 <u>（生徒指導課の分掌事務を除く。）</u></p> <p>(7)～(17) （略）</p> <p>生徒指導課</p> <p>(1) <u>県立中学校、県立高等学校、県立中等教育学校及び県立特別支援学校並びに市町村立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校における生徒指導に関する事項</u></p> <p>(2) <u>教員の研修に関する事項（生徒指導に係るものに限る。）</u></p> <p>(3) <u>児童生徒のいじめ、不登校等の相談に関する事項</u></p> <p>(4) <u>いじめ防止に係る啓発に関する事項</u></p> <p>生涯学習推進課</p> <p>(1)～(9) （略）</p> <p>(10) （略）</p> <p>文化行政課 （略）</p> <p>保健体育課</p> <p>(1)・(1)の2 （略）</p> <p>(2) 教員の研修に関する事項 <u>（保健体育に係るものに限る。）</u></p> <p>(3)～(7) （略）</p>	<p>(2) 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに公立の特別支援学校及び幼稚園の教職員（県立学校の事務職員、技術職員及び用員を除く。）の研修 <u>（保健体育課の分掌事務を除く。）</u>に関する事項</p> <p>(3)～(8) （略）</p> <p>(8)の2 <u>児童、生徒の就学援助（給食、医療関係を除く。）</u>に関する事項</p> <p>(9) 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに公立の特別支援学校及び幼稚園における教育課程、学習指導その他学校教育の専門的事項の指導及び助成に関する事項</p> <p>(10)～(14) （略）</p> <p>高等学校教育課</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の教員の研修 <u>（保健体育課の分掌事務を除く。）</u>に関する事項</p> <p>(3)～(5) （略）</p> <p>(6) 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校における教育課程、学習指導その他学校教育の専門的事項の指導に関する事項</p> <p>(7)～(17) （略）</p> <p>生涯学習推進課</p> <p>(1)～(9) （略）</p> <p>(10) <u>県立青少年研修センターに関する事項</u></p> <p>(11) （略）</p> <p>文化行政課 （略）</p> <p>保健体育課</p> <p>(1)・(1)の2 （略）</p> <p>(2) 教員の研修 <u>（保健体育に係るものに限る。）</u>に関する事項</p> <p>(3)～(7) （略）</p>
---	--

- (8) 児童及び生徒の就学援助に関する事項(給食及び医療に係るものに限る。)
- (9) 学校体育に関する事項(第1号に規定する事項を除く。)
- (10)・(11) (略)

第4節 削除

第17条 削除

(組織及び分掌事務)

第17条の2 新潟県少年自然の家に次の課を置き、その分掌事務は次のとおりとする。

庶務課

- (1)～(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

指導課

(1) (略)

(2) 使用団体の研修プログラムの調整に関する事項

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) 生活指導に関する事項

- (8) 児童、生徒の就学援助(給食、医療に係るものに限る。)に関する事項
- (9) 学校体育(第1号に規定する事項を除く。)に関する事項
- (10)・(11) (略)

第4節 青年の家

(組織及び分掌事務)

第17条 新潟県立青少年研修センターに次の課及び係を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

庶務課

庶務係

(1) 職員の人事及び給与に関する事項

(2) 公印及び文書に関する事項

(3) 配当予算の経理に関する事項

(4) 広報及び統計に関する事項

(5) 施設及び設備等の維持管理に関する事項

(6) 所内の取締りに関する事項

(7) 削除

(8) 委託業務に関する事項

(9) 他課の所管に属しない事項

研修課

(1) 使用許可に関する事項

(2) 使用団体の研修プログラムの調整に関する事項

(3) 研修会、講習会の計画実施に関する事項

(4) 団体宿泊研修に対する指導助言に関する事項

(5) 関係機関団体等の連絡提携に関する事項

(6) 生活指導に関する事項

(7) 資料の収集、利用に関する事項

(8) 前各号のほか、青少年の研修に必要な事項

(組織及び分掌事務)

第17条の2 新潟県少年自然の家に次の課を置き、その分掌事務は次のとおりとする。

庶務課

- (1)～(3) (略)

(4) 広報及び統計に関する事項

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

指導課

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

<p>(8) <u>広報及び統計に関する事項</u></p> <p>(9) <u>前各号のほか、青少年の健全育成に関する事項</u></p> <p>(社会教育主事)</p> <p>第29条の2 生涯学習推進センター及び少年自然の家に社会教育主事を置く。</p>	<p>(6) <u>前各号のほか、少年の健全育成に関する事項</u></p> <p>(社会教育主事)</p> <p>第29条の2 生涯学習推進センター、<u>青少年研修センター</u>及び少年自然の家に社会教育主事を置く。</p>
---	--

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。